

2018年4月4日

本融資に関する具体的リスク、注意事項等

AO社に対する本件融資債権には、匿名組合出資持分契約締結前交付書面に記載されたものの他に次に掲げるリスクや注意事項があります。

1. 開発許可に関するリスク

- ・ 本件太陽光発電所開発予定地は林地開発許可の対象地に当たることから、その開発には県知事から林地開発許可を取得する必要があります。林地開発許可の取得が遅れた場合、プロジェクトの進行に遅延が発生する懸念があります。この場合、利息の一部または全部の支払いや元本の一部または全部の返済が遅延するおそれがあります。

以上